

令和5年度 奈良県国公立高校生等

# 奨学給付金

～非課税世帯向け～

提出期日 ▶▶令和5年12月5日火曜日

教科書費、通学費等を支援する**返還不要の給付金**です

年間支給額

生活保護 受給世帯 ①区分	非課税世帯		
	第一子 ②区分	第二子以降 ③区分	通信制 専攻科 通・専区分
32,300 円	117,100 円	143,700 円	50,500 円

※ 既に申請された方は、再申請していただく必要はございません。

支給要件

～令和5年7月1日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します～

- 保護者等が**奈良県内に住所を有していること**  
※県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください
- 保護者等**全員**の道府県民税及び市町村民税の**所得割が0円**(非課税)、または**生活保護受給世帯**(生業扶助)であること(均等割は1円以上でもOK)
- 高校生等が高等学校等就学支援金の支給(授業料支援)を受ける資格を有する者であること。(高等学校学び直し支援金の補助対象となる者、または高等学校等専攻科の修学支援金の補助対象となる者も含まれる。)

※詳細については、在学する高等学校等の担当者までお問い合わせください。

## 【注意事項】

- ※特別支援学校高等部の生徒は対象外です。
- ※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設に入所している高校生等は除く)が措置されている場合は対象外です。
- ※保護者等が海外赴任等で日本に住所を有しておらず、道府県民税及び市町村民税の所得割が確認できない場合は対象外です。
- ※1人の高校生等について、複数の都道府県へ重複して申請することはできません。

今年度最終申請となります。

令和5年11月中に学級担任までお申し出ください。